

○財務省告示第二百二十二号

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めつき鋼帶及び鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十三日

財務大臣 加藤 勝信

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」といいう。）の名称及び住所

名 称	住 所
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
日鉄鋼板株式会社	東京都中央区日本橋本町二一丁目二番五号日本橋
株式会社神戸製鋼所	本町二丁目ビル 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目二番四号

二 法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の

品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 溶融亜鉛めつき鋼帶及び鋼板

(二) 銘柄及び型式 次のイ又はロに掲げる物品

イ 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めつきしたものであつて、商品の名称及び分類についての統一システム（H.S）の品目表（以下「H.S品目表」という。）第七二一〇・四九号又は第七二二一・三〇号に分類されるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ) 波形にしたもの

(ロ) 合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ハ) めつき層において、マグネシウムの含有量がめつき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであつて、アルミニウムの含有量がめつき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

(二) めつき層において、アルミニウムの含有量がめつき層の全重量の四・〇パーセント以上のものであつて、マグネシウム及びニッケルを含むもの

口 ステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品（溶融亜鉛めつきする前のものに限る。以下「母材」という。）に溶融亜鉛めつきしたものであつて、母材におけるマンガン、ほう素又はチタンのいずれかの含有量が母材の全重量に対してHS品目表第七二類の注1_fに掲げる割合以上のものであり、マンガン、ほう素及びチタン以外の元素の含有量が母材の全重量に対して同表第七二類の注1_fに掲げる割合未満のもの。HS品目表第七二二五・九二号又は第七二二六・九九号に分類される。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ) 波形にしたもの

(ロ) バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇パーセントを超えるものに限る。）

(二) (ハ) 合金工具鋼のもの
高速度鋼のもの

(ホ) 合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ヘ) めつき層において、マグネシウムの含有量がめつき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであつて、アルミニウムの含有量がめつき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

(ト) めつき層において、アルミニウムの含有量がめつき層の全重量の四・〇パーセント以上のものであつて、マグネシウム及びニッケルを含むもの

(三) 特徴 表面に溶融亜鉛めつきを施すことで優れた防錆機能が付加された鋼帶及び鋼板であり、主にガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品を製造するための原料として使用される。

三 調査対象貨物の供給者及び供給国

（一）供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ 株式会社ボスコ

ロ 現代製鉄株式会社

ハ 株式会社東国製鋼

二 KGスチール株式会社

ホ 中国宝武鋼鉄集團有限公司

ヘ 河鋼集團有限公司

ト 鞍鋼集團有限公司

チ 包頭鋼鐵（集團）有限公司

リ 湖南鋼鐵集團有限公司

ヌ 天津市德材冷軋板業有限公司

(二) 供給国 大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。

以下「中国」という。）

四 調査を開始する年月日 令和七年八月十三日

五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和六年一月一日から令和六年十二月三十

一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

（二）不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

- （一）不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
 - イ 調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
 - ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
 - ハ 調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）
 - ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に關し参考となるべき事項
- （二）不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
 - イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入量

口 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦における調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響
ハ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

二 その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に關し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ 正常価格について、韓国を原産地とする調査対象貨物については、韓国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。中国を原産地とする調査対象貨物については、中国と比較可能

な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。

口 本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ イ及び口により、韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物に係る令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したもの）を算出すると、韓国を原産地とするものについては十パーセントから二十パーセントの間となり、中国を原産地とするものについては三十パーセントから四十パーセントの間となる。

(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 調査対象貨物の輸入量は、令和三年四月一日から令和六年九月三十日の間に、韓国から輸出された調査対象貨物は二十万三千七百六十八トンから三十五万八千九十三トンに増加し、中国から輸出された調査対象貨物は二十四万七百十一トンから三十万四千六百五十七トンに増加しており、同期間ににおいて、国内需要量に占める各調査対象貨物の輸入量の割合も上昇した。

ロ 調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年度以降、申請者産品の国内販売価格を著しく下回つてお

り、本邦の産業は輸入品を引き合いに値下げを要求され、又はコスト上昇に応じた値上げを拒否された。

ハ イ及びロにより、営業利益が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

八 令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 令和七年十一月十三日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課すこととの決定、同条

第二項に規定する不当廉売関税を課さないこととの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(三) 対質の申出についての期限 令和七年十二月十五日

(四) 意見の表明についての期限 令和七年十一月十五日

(五) 情報の提供についての期限 令和七年十二月十五日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項

（一） 本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

- イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中中央政府、地方政府又は公的機関をいう。二において同じ。）の重大な介入がない事実
- ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- 二 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先 東京都
千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三) その他

イ 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ 本調査の開始にあたり、令第十条第一項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記(二)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかつた者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、

財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。